

議会運営委員会

令和5年2月21日（火）

午前10時00分開 会

○南委員長 おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開催いたします。本日の欠席通告者は、病気のため、村田幸隆委員でございます。

本日の議題は、第1回定例会に向けての議案審査でございますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず、市長より御挨拶をいただきたいと思ひます。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和5年第1回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第3号、尾鷲市個人情報保護法施行条例の制定について及び議案第4号、尾鷲市個人情報保護審査会条例の制定についての条例の制定議案が2件と、議案第5号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてから議案第13号、尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の一部改正についてまでの一部改正の議案が9件、議案第14号、令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決についてから議案第23号、令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決についてまでの予算関係の議案が10件であります。その他の議案として、議案第24号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についてから議案第26号、尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定についてまでの指定管理者の指定議案が3件であり、議案の合計は24件であります。

また、諮問といたしまして、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてが1件であります。

これら提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、総務課長、提出議案の説明をお願いいたします。

○竹平総務課長 それでは、令和5年第1回尾鷲市議会定例会への提出議案について御説明をさせていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

議案第3号、尾鷲市個人情報保護法施行条例の制定についてにつきましては、デジタル社会形成整備法による施策の一つとして、個人情報保護制度は、制度を実施する主体によって適用される法令が異なっているため、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度が改正後の法律に一本化されました。このことにより、全ての地方公共団体において、個人情報保護に共通ルールが規定されたことから、現行の尾鷲市個人情報保護条例を廃止し、新たに条例で規定することが急要される事項等を定めるものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

議案第4号、尾鷲市個人情報保護審査会条例の制定についてにつきましては、現行の尾鷲市個人情報保護条例において、個人情報保護審査会に係る規定が明記されておりましたが、本条例が廃止されることに伴い、新たに審査会の設置に係る条例を制定するものでございます。

次に、8ページを御覧ください。

議案第5号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてにつきましては、令和4年12月尾鷲市議会定例会において可決されました本条例について、尾鷲市職員の育児休業等に関する条例と、職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例における定年延長に関する規定について、県からの準則に基づき、新たに追記するため、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正といたしまして、9ページ中段にある第17条中含むの段ですが、尾鷲市職員の育児休業等に関する条例第17条中、「短時間勤務をすることとなった職員を含む」を「育児短時間勤務職員等」というふうに改め、給与条例の規定の適用については、表にありますとおり、第12条第2項において、定年前、再任用短時間勤務職員を育児短時間勤務職員に読み替え、10ページの第20条として、短時間勤務職員の給与の取扱いについての読替規定を加えて条の繰下げを行うものでございます。

次に、12ページを御覧ください。

議案第6号、尾鷲市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正についてにつきましては、議案第3号において現行の尾鷲市個人情報保護条例が廃止されることに伴い、個人情報の定義を個人情報の保護に関する法律の定義に合わせるために条例の一部を改正するものでございます。

次に、14ページを御覧ください。

議案第7号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてにつきましては、人事院勧告を準拠し、令和5年度以降の会計年度任用職員における給料表において水準を引き上げるため、15ページからの別表のとおり条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、飛びますが、34ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

議案第8号、尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてにつきましては、令和5年4月に発足されるこども家庭庁に關係する法令等の改正に伴い、児童の安全確保や、法改正に係る義務的改正をするため、第1条關係の尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例から、第4条關係の尾鷲市子ども・子育て会議条例までの關係条例を一括して改正するものでございます。

まず、第1条關係、尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び第2条關係、尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についての主な改正点といたしましては、放課後児童育成健全事業者と、家庭的保育事業者等に、利用者の安全の確保と自動車を運行する場合の利用者の所在の確認などの基準を加えるものであり、第3条關係、尾鷲市特定教育保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、厚生労働省からこども家庭庁に移管される事務に関し、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議を義務づけしている規定が不要となることから、項ずれを解消するもので、第4条關係、尾鷲市子ども・子育て会議条例の一部改正についても同じく、子ども・子育て支援法による条ずれの解消をするものでございます。

次に、40ページを御覧ください。

議案第9号、尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてにつきましては、これまで本市では、年度末までに15歳となる子供に対して医療費の自己負担額を助成しておりますが、子ども医療費の助成対象18歳の子供まで拡大する福祉医療費助成制度の見直しを行うことにより、保健の向上と福祉の増進及び子育て支援への対応の一環として実施するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、42ページを御覧ください。

議案第10号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正についてにつきましては、社

会保障審議会において、出産育児一時金を引き上げるべきと示されたことに伴い、健康保険施行令等の一部が改正されたことから、出産育児一時金の支給額を引き上げるため、条例の一部を改正するものであり、支給額を、次ページにあります40万8,000から48万8,000に改めるものでございます。

次に、44ページを御覧ください。

議案第11号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正についてにつきましては、令和4年度税制改正の大綱に基づき地方税法施行令が改正されたことから、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を引き上げるため、条例の一部を改正するものであり、国民健康保険税の課税限度額を63万円から65万円とし、後期高齢者支援金等課税額を19万円から20万円に改めるものでございます。

次に、46ページを御覧ください。

議案第12号、尾鷲市普通河川管理条例及び尾鷲市法定外公共物管理条例の一部改正についてにつきましては、占用料等の徴収に係る規定について、徴収の方法及び納入期限等を定める条文を統一して明記するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、48ページを御覧ください。

議案第13号、尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の一部改正についてにつきましては、令和4年5月に宅地造成等規制法の一部を改正する法律が公布され、令和5年5月26日から施行されることに伴い、宅地造成等規制法の題名が宅地造成及び特定盛土等規制法に改められることから、法律名を引用している箇所について条例の一部を改正するものでございます。

次に、50ページの議案第14号、令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決についてから、59ページの議案第23号、令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決についてまでの10議案について説明をさせていただきます。

令和5年度当初予算主要事項説明の1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

今回提出の予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で対前年度比2.6%増の100億1,447万5,000円、特別会計の国民健康保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計の小計は、1.3%増の27億6,574万5,000円、企業会計においては、病院事業会計及び水道事業会計の小計で4.5%増の60億6,613万円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比3%増の188億4,635万円とするものです。

まず、歳入の主なものについて説明をさせていただきます。

2 ページを御覧ください。

1 款市税につきましては、対前年度比 1,577 万 2,000 円減の 18 億 5,792 万 8,000 円、2 款地方譲与税から 9 款地方特例交付金までは、過去の実績等を勘案してそれぞれ計上したもので、10 款地方交付税は、令和 4 年度の交付実績等を踏まえ、普通交付税で 7,500 万円の減額、特別交付税で 5,000 万円の増額を見込み、40 億 4,000 万円を計上しております。

次に、14 款国庫支出金は、道路メンテナンス事業補助金 3,884 万 1,000 円の皆増などにより、10 億 10 万 9,000 円を計上しております。

15 款県支出金は、水産物供給基盤機能保全事業補助金 1,350 万円の減額及び参議院議員選挙執行委託金 1,959 万 6,000 円の皆減などにより、5 億 5,489 万円、17 款寄附金は、ふるさと応援寄附金を前年度比 5,000 万円増加の 4 億円と見込み、計上しております。

18 款繰入金は、2 億 8,395 万 3,000 円増加の 7 億 6,145 万 7,000 円、20 款諸収入は、主に、折橋墓地移転事業に伴う補償金 7,994 万 4,000 円の増額などにより、2 億 8,283 万 2,000 円を計上しております。

21 款市債は、臨時財政対策債 6,300 万円の減額などにより、3 億 6,910 万円を計上しております。

次に、歳出について御説明をさせていただきます。

3 ページには各款別の予算額を記載しております。

4 ページを御覧ください。性質別の主なものについて説明をさせていただきます。

まず、人件費につきましては、前年度比 4,855 万 3,000 円減少の 16 億 3,200 万 7,000 円で、主な要因は、職員退職手当の減少等によるものでございます。

次に、物件費は、1 億 614 万 7,000 円増加の 18 億 1,970 万 5,000 円で、ふるさと納税関連経費及び電気料金等の増加によるものでございます。

次に、扶助費は、医療扶助費の増加などにより、18 億 3,755 万 4,000 円を計上しております。補助費等は、7,521 万 4,000 円増の 13 億 9,322 万 5,000 円、また、公債費は、2,449 万 5,000 円減少の 10 億 8,326 万 9,000 円を計上しております。

積立金は、ふるさと応援基金積立金 4,400 万円の増額などによる 2 億 4,000 万円を計上しております。

繰出金につきましては、672万9,000円増加の11億5,983万4,000円を計上しております。

投資的経費につきましては、4,408万8,000円の増加の7億6,924万3,000円を計上しております。

5ページから17ページには、各款別の主要事項を記載させていただいており、新規事業につきましては新規と記載させていただいておりますので、御参照願います。

続きまして、18ページの債務負担行為について御説明をさせていただきます。通知をさせていただきます。

これにつきましては、メールシーラー保守業務委託をはじめ、3件について債務負担行為を設定するものであり、それぞれの期間及び限度額については、記載のとおりでございます。

次に、19ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、保険給付費の増額見込みなどにより、20億8,559万7,000円を計上しております。

20ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、広域連合負担金の増額などにより、6億8,014万8,000円を計上しております。

続きまして、21ページを御覧ください。

病院事業会計でございますが、収益的収入及び支出につきましては、収入の医業収益1,799万7,000円の増加、医業外収益が7,784万9,000円増加で、前年度比9,584万6,000円の増加の41億1,588万1,000円、支出が、医業費用1億9,223万5,000円の増加等により、前年度比1億7,822万2,000円増加の44億7,181万円、また、資本的収入及び支出につきましては、収入が企業債8,040万円の減少、負担金が7,189万7,000円の増加により、前年度比850万3,000円減少の5億210万9,000円、支出が建設改良費8,146万8,000円の減少、企業債償還金1億4,107万2,000円の増加等により、前年度比5,900万4,000円増の7億3,535万円でございます。

債務負担行為につきましては、学資貸与金など計2件で、期間、限度額は記載のとおりとなっております。

次に、水道事業会計につきましては、収益的収入及び支出につきまして、収入が

営業収益1,308万4,000円の減少等により、前年度比1,196万1,000円減少の4億8,373万2,000円、支出が営業費用2,367万6,000円の増加、営業外費用839万3,000円減少、前年度比1,528万3,000円増加の5億1,960万7,000円、また、資本的収入及び支出につきましては、収入が企業債760万円の増加等により、前年度比739万6,000円増加の8,144万7,000円、支出が建設改良費502万円増加の企業債償還金213万4,000円の増加により、前年度比715万4,000円増加の3億3,936万3,000円を計上しております。

当初予算につきましては以上でございます。

続きまして、補正予算について御説明をさせていただきます。

令和4年度一般会計補正予算（第14号）主要事項説明の1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

今回の補正につきましては、予算集計表にありますとおり、一般会計が歳入歳出それぞれ1億3,190万8,000円の増額、特別会計では、国民健康保険事業会計が6,148万3,000円の増額、後期高齢者医療事業会計が3,669万8,000円の増額でございます。

また、企業会計の病院事業会計では、歳入で9,435万円の増額、歳出で1,673万8,000円の減額、水道事業会計では、歳入で1,113万8,000円、歳出で1,505万3,000円をそれぞれ減額し、各会計を合わせた予算総額を204億7,097万2,000円とするものでございます。

一般会計補正予算の歳入ですが、主なものといたしまして、1款市税4,818万9,000円の増額は、市民税及び固定資産税等において調定額が当初の見込みを上回ったことによるものでございます。

次に、10款地方交付税8,212万7,000円の増額は、国の補正予算に基づく普通交付税の追加交付があったことによるものでございます。

14款国庫支出金2,729万4,000円の減額は、対象者が見込みを下回ったことによる児童手当交付金998万3,000円の減額、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金670万円の減額などによるものでございます。

15款県支出金3,192万8,000円の減額は、事業費の減額による地籍調査補助金847万2,000円の減額、参議院議員選挙執行委託金786万円の減額などによるものでございます。

次に、16款財産収入545万4,000円の増額は、立木売却収入449万7,

000円の増額などによるものでございます。17款寄附金1,090万円の増額は、企業版ふるさと応援寄附金として1,000万円、地方創生応援寄附金として50万円ほか御寄附をいただいたことによるものでございます。

18款繰入金3,566万円の増額は、前年度の精算に伴う後期高齢者医療事業会計繰入金4,644万7,000円の増額などによるものでございます。

20款諸収入1,452万9,000円の減額は、受託造林事業収入939万1,000円の減額、折橋墓地移転事業に伴う補償金701万9,000円の減額などによるものでございます。

21款市債2,420万円の増額は、過疎対策事業債（ソフト分）の配分額の増額、国庫補助事業及び県事業の前倒しに伴う起債額の増加等によるものでございます。

続きまして、3ページには各款別の歳出補正額を記載しております。このうち主なものにつきまして、次ページの歳出明細書で御説明をさせていただきます。なお、内容につきましては、事業費の精算による減額以外のものを中心に説明をさせていただきます。

まず、各款共通の人件費のうち、その他特別職213万3,000円の減額は、教育長不在期間等の給料の減額が主なものでございます。一般職864万7,000円の増額は、退職金の増額等による職員手当1,177万6,000円の増額が主なものでございます。

次に、総務費のうち、財産管理費では、今補正に伴う財政調整基金積立金3億1,636万2,000円の増額、また、地方創生拠点整備等基金積立金50万円、企業版ふるさと納税地方創生基金積立金1,000万1,000円は、頂いた寄附金をそれぞれ積み立てるものでございます。

次に、民生費のうち、社会福祉総務費の国民健康保険事業特別会計繰出金が、保険基盤安定繰出金等の額の確定により1,176万3,000円の増額でございます。

次に、5ページの衛生費及び6ページの農林水産業費、商工費は、事業費の精算による減額が主なものでございます。

次に、土木費の急傾斜地崩壊対策事業地元負担金500万円の増額は、県事業の前倒しに伴う地元負担金でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

教育費、小学校学校管理費では、国庫補助事業の前倒しによる矢浜小学校トイレ改修工事請負費589万6,000円の追加、中学校学校管理費につきましても、

国庫補助事業の前倒しにより、尾鷲中学校多目的ホール空調設備改修工事請負費 77万7,000円の追加でございます。

次に、8ページを御覧ください。

繰越明許費補正でございますが、追加6件につきましては、感染症予防対策事業をはじめ、それぞれ年度内での事業実施が困難であるため、繰越事業として実施するものでございます。

次に、債務負担行為補正につきましては、変更4件で、いずれも入札等による額の確定に伴い、限度額を変更するものでございます。

次に、9ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、国民健康保険税 3,380万5,000円の増額、保険給付費の増加見込み等に伴う県支出金 1,900万6,000の増、歳出では療養金等の増加見込みによる保険給付費 1,625万4,000円の増額、基金積立金 4,746万5,000円の増額が主なものでございます。

10ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）では、歳入で、後期高齢者医療保険料 288万4,000円の減額、保険基盤安定負担金等の見込額確定に伴う繰入金 686万5,000円の減額、療養給付費市町負担金の前年度精算金に伴う諸収入 4,644万7,000円の増額でございます。

歳出は、広域連合負担金 974万9,000円の減額、諸支出金は、療養給付費市町負担金の前年度精算金 4,644万7,000円を一般会計に繰り出すものでございます。

次に、11ページを御覧ください。

病院事業会計補正予算（第3号）でございます。

まず、収益的収入及び支出の収入では、新型コロナ対策事業補助金の増額により、医業外収益が 9,585万円の増額でございます。

支出につきましては、実績等に基づき、医業費用の減額等により、1,396万6,000円の減額でございます。

また、資本的収入及び支出の収入は、医療機器整備事業債の減額により、企業債 150万円の減額、支出では建設改良費 255万4,000円を減額するものでございます。

次に、債務負担行為補正につきましては、追加2件と変更2件で、内容は記載の

とおりでございます。

次に、12ページを御覧ください。

水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

まず、収益的収入及び支出の収入では、営業収益233万5,000円の増額及び営業外収益134万5,000円の減額、支出につきましては、営業外費用で79万円の増額等により、67万9,000円の増額でございます。資本的収入及び支出の収入は、一般会計負担金122万8,000円の減額及び企業債1,090万円の減額等、支出につきましては、建設改良費1,573万2,000円の減額となっております。

次に、債務負担行為補正につきましては変更1件で、内容は記載のとおりでございます。

予算関連議案の説明は以上でございます。

次に、議案書に戻りまして、60ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

議案第24号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についてから議案第26号尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定についてまでにつきましては、公の施設管理の指定管理者を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

各議案に係る指定管理者と指定期間につきましては、議案第24号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についてにつきましては、指定管理者を三重交通株式会社とし、指定の期間を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とするものでございます。

次に、61ページの議案第25号、尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定についてにつきましては、指定管理者を社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会とし、指定の期間を令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものでございます。

次に、62ページの議案第26号、尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定についてにつきましては、指定管理者を公益財団法人尾鷲文化振興会とし、指定の期間を令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものでございます。

続きまして、63ページを御覧ください。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてにつきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

本市の人権擁護委員は7人の委員で構成されており、そのうち直江篤氏の委員の任期が本年6月30日に任期満了となることから、新たに濱野公壽氏を人権擁護委員に推薦するものでございます。濱野氏の経歴は64ページに記載のとおりでございますが、長年小学校教職員として勤務され、広く紀勢地域の小学校で主に人権教育を担当し、また、三重県人権教育研究協議会の専門委員を経験するなど、人権に関する知見を有し、特に同和教育推進に取り組みされており、人権擁護について理解のある方でございます。

以上をもちまして、議案第3号から議案第26号までの24議案及び諮問1件の提出議案の説明とさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいまの総務課長より次期定例会に上程される議案第3号、尾鷲市個人情報保護法施行条例の制定についてから、議案第26号、尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定についての24議案と、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦ということで説明を受けました。

特に御質疑のある方はございますか。提出議案について、よろしいですね。

それでは、提出議案についての質疑等はないようでございますので、続きまして、発議について、議会事務局長より説明をお願いいたします。

○高芝議会事務局長 それでは、発議第1号、尾鷲市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について（案）について説明させていただきます。

まずは、資料4、新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について、こちらの1ページを御覧ください。お手元に配付もさせていただいておりますので、紙ベースで御覧いただければと思います。

まず、今回の条例制定の経緯につきましては、令和3年5月に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が新しい個人情報保護法に統合され、これまで法の適用外で独自に条例を制定しておりました地方公共団体も同法の適用対象となり、施行日である令和5年4月1日より全国的に共通ルールが運用されることになりました。

次に、3ページ、お願いします。

それに従いまして、地方議会は、国会などと同様に新個人情報保護法の適用対象外となり、基本的には地方公共団体の実施機関からは除外され、議会における個人情報の取扱いは、各議会の自律的な対応に委ねられることになりました。

次のページをお願いします。

現在の本市議会の個人情報保護制度への対応といたしましては、議会独自の個人情報保護条例を持っている状態ではなく、①の市の個人情報保護条例の実施機関に議会が規定されている状態ですが、法律の施行後は、方策を講じなければ保護制度の対象外となるため、新個人情報保護法の施行日までに議会独自の個人情報保護に関する条例を新たに制定するものでございます。

それでは、条例案のほうを順に説明させていただきます。配付させていただきました発議第1号の条例案のほうと、資料1、こちら、全国議長会から提供されましたレジュメのほうを合わせて御覧いただければと思います。

まず、資料1のほうは、2列表示となっております、左側が全国市議会議長会の条例（例）、右側が改正後の個人情報保護法となっております。

今回の条例案につきましては、全国市議会議長会が、個人情報保護法との整合性を勘案し、総務省及び個人情報保護委員会と十分な協議を重ねた上で作成した条例（例）のほうをベースにしております。また、議会独自の個人情報保護に関する条例案と、後ほどお示しいたします施行規程案につきましては、今回は、執行部におきましても、個人情報保護法施行条例の制定など、関係条例規則等が整備される予定のため、改正後の個人情報保護法はもとより、執行部のほうで整備予定の施行条例などとも十分に整合性を図った上で作成させていただいております。

それでは、まず、資料1の目次を御覧ください。

新個人情報保護法が直接適用される執行部側と、今回適用されない議会側で、今後の手続や個人情報の取扱いに差異が生じることを避け、新個人情報保護法との整合性を図るため、新個人情報保護法の第5章、行政機関等の義務等の各条の規定に対応するような構成となっております。

次に、発議第1号、条例案の目次を御覧ください。

今回の条例案の第1章 総則、第2章 個人情報等の取扱い、第3章 個人情報ファイル、第4章 開示、訂正及び利用停止、第5章 雑則、第6章 罰則となっております、新個人情報保護法の第5章に対応する形で、基本的に全国市議会議長会の条例（例）、こちらのほうと全く同様の構成とさせていただいております。

それでは、次に、条例の概略のほうを説明させていただきます。

まず、第1章総則は、条例の目的、定義、議会の責務で構成されております。

まず、第1条は、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、議会が保有する個人情報の開示など、個人の権利を明らかにすることにより、議会

事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護するという本条例の目的を規定しております。

次に、第2条は、それぞれ第1項個人情報、第2項個人識別符号など、この条例における各用語の定義を規定しております。

次に、第3条では、個人情報の適正な取扱いの確保に係る議会の責務のほうを規定しております。

次に、第2章、お願いします。個人情報等の取扱い、こちらにつきましては、議会における個人情報の保有の制限等、利用目的の明示、利用及び提供の制限などで構成されております。

まず、第4条、個人情報の保有の制限等は、議会が個人情報を保有する場合は、利用目的を特定すること、利用目的以外に個人情報を保有しないことなどを規定しております。

次に、第5条、利用目的の明示は、議会が本人から個人情報を取得する場合は、原則として、本人にその利用目的を明示しなければならないことを規定しており、第6条から第9条までの規定につきましては、議会に係る個人情報の適正な取扱いに関する基本的な事項を規定しております。

次に、第10条及び第11条は、個人情報の取扱いに従事する職員等の義務、情報漏えい等の危機管理に関する規定となっており、第12条は、議会における利用目的以外の保有個人情報の利用、提供の制限について、本市の状況に対応するような形で規定させていただいております。

次に、13条から第16条までの規定につきましては、保有個人情報、個人関連情報などの適切な管理のために必要な措置要求、取扱いに関する義務などを規定しております。

次に、第3章、お願いします。

個人情報ファイルです。

第17条個人情報ファイル簿の作成及び公表は、議会が保有している個人情報ファイルのうち、一定の内容、規模を有するものについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないことを規定しております。

次に、第4章をお願いします。

開示、訂正及び利用停止等について説明させていただきます。

まず、第1節開示は、第18条から第30条までの構成となっており、議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示請求の手続、開示決定等の期限、

開示請求に係る手数料などについて規定しております。

ここで、第25条開示決定等の制限を御覧ください。

開示決定等の期限は、開示請求があった日から原則14日以内にならなければならない旨を規定しており、30日以内の特例の延長を含め、執行部の施行条例のほうと同様の運用となるように整合性を図っております。

次に、第30条を御覧ください。

こちらのほうも執行部の運用と整合性を図り、開示請求に係る手数料は無料とすること、当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は実費負担とする旨を規定しております。

次に、第2節をお願いします。

第2節、訂正は、第31条から第37条までの構成となっておりまして、議会が保有する自己の個人情報の内容に関し、訂正を請求する権利、訂正請求の手続などについて規定しております。

次に、第3節をお願いします。

第3節、利用停止は、第38条から第43条までの構成となっており、議会が保有する自己の個人情報について、利用の停止や消去などを請求する権利、利用停止請求の手続などについて規定しております。

次に、第4節をお願いします。

第4節、審査請求は、第44条から第46条までの構成となっており、開示決定、訂正決定、利用停止決定など、また、これらの決定に係る各請求への審査請求の手続などについて規定しております。

次のページをお願いします。第5章、雑則です。

こちら、第47条から第52条までの構成となっておりまして、適用除外、個人情報の取扱いに関する苦情処理、施行状況の公表などについて規定しております。

次のページをお願いします。第6章罰則です。

こちら、議会事務局の職員などが、正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合や、業務上知り得た個人情報を不正に提供、盗用した場合などの罰則を規定しております。

なお、ただいまの第6章のように、罰則を伴う条例をつくる場合は、実際に捜査や起訴を行う地方検察庁との事前協議が必要となりますが、今回の本市議会の条例案につきましては、津地方検察庁より、条例案について問題ないとする旨の協議結果のほうを、この2月3日付で事前にいただいていることを申し添えさせていただ

きます。

それでは、簡単ですが、条例案の説明は以上とさせていただきます、ここで、尾鷲市議会の個人情報の保護に関する条例、施行規程案について説明させていただきます。本規程案につきましては議決を必要としないため、議場での取扱いはございませんが、今回の条例の実施に関し、必要な事項を条例施行規程として議長において定めるものでございます。

それでは、配付させていただきました資料2、条例施行規程（案）のほうと資料3の対照表のほうを合わせて御覧ください。よろしいでしょうか。

今回の条例施行規程（案）につきましては、こちらも基本的な考え方は条例（案）と同様、全国市議会議長会の規程（例）のほうをベースにさせていただいており、対照表の中央の政令・規則にそれぞれ対応する形で、全国市議会議長会の例と全く同様の構成となっております。

次に、様式のほうを御覧いただきます。

開示請求書、開示決定通知書などの各様式につきましても、この規程において定めておりまして、新個人情報保護法が直接適用される執行部側と議会側で今後の手続や取扱いに差異が生じないように、十分に整合性のほうを図った上で作成させていただいております。

なお、条例施行規程（案）に係る詳細な説明のほうはこの場では割愛させていただきますが、参考に配付しております資料3の条例施行規程例の対照表を含めまして、後ほど御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、本発議の取扱いについて説明させていただきます。

今回の発議につきましては、本定例会最終日である3月22日に上程し、提案説明の後、質疑、委員会付託、討論を省略の上、採決を行っていただくという取扱いでよろしいか、御協議のほうをお願いしたいと思います。

なお、事前に議長に御相談申し上げた結果、今回の発議につきましては、提出者のほうを議会運営委員会南靖久委員長に、賛成者のほうを、議長、南靖久委員長を除いた、署名をいただくことができる全議員さんをお願いする形で考えておりますので、合わせてこの場で御協議をお願いしたいと思います。

また、本発議の署名を改めてお願いする予定でございますが、本条例（案）及び条例施行規程（案）に対する御意見、御質問などがございます場合は、随時、議会事務局のほうへお問合せいただきますよう、よろしくお願いいたします。

発議第1号に係る説明は以上でございます。

○南委員長　　ありがとうございました。

大変難しいような感じで聞いておったんですけども、要するに従来あった3本の個人情報、いろんなものが一本化されて、議会は議会として単独の条例をつくらなければならない方向になったということだと思うんですけどね。

あと、内容につきましては、いろんな個々の難しい点もあろうかと思えますけれども、また1回、議長、もし機会があったら、条例が可決しての話になるかと思うんですけども、勉強会なんかも、一回ぐらい計画してもらってもいいんじゃないかなと思う感じがいたしておるもので、もし時間があればよきに計らっていただきたいと、いかがですか。

○小川議長　　そうですね。これだけざくっと見ても、僕の頭が悪いのかも分からんけど、分からんもんで、何が保護されて何があかんのかというの、もしその勉強会があるんやったら、やぶさかではないかなと思っておりますので、また御相談させていただきます。

○南委員長　　事務局長、議長からそういう話が、恐らくこれからもいろんな勉強会が僕はあるんやないかなというのは、三重県下においても。そういったときには、ぜひともお声がけをさせていただいて、自分らも議会としてね、独自でコーチがおれば呼んで、議長のほうでお願いしてもらってもいいんですけども、そういった方向も考えておられますので、どうですか、局長。

○高芝議会事務局長　　失礼しました。議長、委員長がおっしゃっていただいたように、今回の上位法の改正及び議会独自の条例の制定につきましては、御理解、なかなかしにくい部分があると思います。

ただ、先日、全国市議会議長会の法制担当の本橋さんからも、多少この法改正について触れていただいたんですが、全国市議会議長会から提供されておる解説の動画のようなものもございまして、また、必要であれば、タイミングが合えば、議長、委員長に相談の上、そのような機会を設定することも考えたいと思っております。

○南委員長　　しっかりと腹へははまってないとは思うんですけども、上位法の改正による制定ということでございますので、また今後、機会があれば勉強会を開いていくという議長のお話もございましたので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

それと、発議の取扱いについては、最終日でよろしいでしょうか。何かあります。

○濱中委員　　取扱いとか、今後のこれの勉強に関しては、今言われたように理解いたしました。

1点だけ、内容的なことではないんですけれども、例えば35ページ、34ページかな。

○南委員長 規程、条例。

○濱中委員 条例。資料1の34ページ、ここに〇〇円というふうに数字がきちっと決まらずに書いてある部分とか、これ、案としてこれを採決するわけですよ。

○南委員長 手数料の話。

○濱中委員 その辺りの扱いを教えてください。

○高芝議会事務局長 今、濱中委員さんがおっしゃっていただいたのは、例示のほうの資料を言っていておまして、条例のほうではきちり〇〇を外して規定しておりますので、また後ほど御覧いただければと思います。

○濱中委員 分かりました。

○西川副委員長 すみません。議会事務局長、これだけのボリュームをこういう漢字ばかり並べられてもちょっと頭に入らないので、できたら何か優しい、例えば何か架空のものでもいいですから、こういうのが当たりますということを示してもらおうと、もっと理解しやすいと思うんですけど。

○高芝議会事務局長 先日来、議員さん個々に、すみません、拙い説明ですが、説明のほうをさせていただいておるんですけれども、今、西川副委員長に言っていたように、個別の対応になると思われませんが、さらに簡単な、簡単になってあれですね、先ほどのパワーポイントを含めまして、再度、上程されるまでに説明のほうに努めたいと考えております。

○南委員長 副委員長、よろしいですか。

○西川副委員長 はい。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、それでは、提出者が議運の委員長ということで、私、提出者でよろしいでしょうか。それと賛成者は、議長を除く全委員さんということで御理解を賜りたいと思います。

それでは、ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午前10時48分)

(再開 午前10時59分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、発議第2号、尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（案）について、審査に入りたいと思います。

○高芝議会事務局長　それでは、発議第2号について説明させていただきます。

発議第2号、尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（案）につきましては、提出者が中村レイ議員、賛成者が西川守哉議員、中里沙也加議員でございます。

内容につきましては、別紙改正文及び新旧対照表のとおりでございますので、御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本発議の取扱いでございますが、本定例会最終日である3月22日に上程し、提案説明の後、質疑を行っていただき、委員会付託を省略の上、討論を行い、採決を行っていただくという取扱いでよろしいか、御協議のほうをお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

○南委員長　ありがとうございます。

それでは、発議第2号の提出者、尾鷲市議会議員、中村レイさん。賛成者、尾鷲市議会議員、西川守哉議員。賛成者、尾鷲市議会議員、中里沙也加議員。

それでは、提出者として、中村レイ委員の提案説明を求めます。

○中村委員　それでは、尾鷲市議会基本条例第18条の2、議員報酬の改正提案については、市民の直接請求及び市長が提出する場合以外は、委員会もしくは議員が明確な理由を付して行いますと書かれておりますので、提案理由を説明させていただきます。

尾鷲市の財政状況は、人口減少をはじめとして、企業の撤退などにより、税収の減少が懸念されております。今後の工場誘致が確定しない中において、議員自らが身を引き締めて市の発展のための努力をすることが私たちの使命と考えております。そこで、議員の行動として、議員報酬の一部改正を提案するものであります。

改正の対象項目は、第4条の2の期末手当の削除を提案するものであります。予算削減に伴う財源は、議会でも採択されている尾鷲市内に点在する上水道未設置地解消のために用いるため、積み立てていただきたいと思います。月額報酬は、活動費や生活の一部としての基本となりますが、期末手当は勤勉手当と言われるものであり、全額削除もあり得ます。

現在、ロシアによるウクライナ侵攻により、世界経済が激変しています。日本もその影響をもろに受け、消費者物価が高騰しております。このことから、市民をは

じめ、市内業者も相当厳しい状況下であり、議員自ら身を切る改革を率先して行う必要があると考えます。また、将来にわたって人口減少と税収の落ち込みが急激に進む中で、規範を議員は示すべきだと考えます。

なお、この改定案は今限りとなっておりますので、来期、新しい若い人たちが、報酬削減による出馬を諦めることがないように、今期の積立てとさせていただきますと思います。

以上が提案理由です。

○南委員長　以上が提案理由の説明でございます。

この発議について、若干皆さんの意見を聞きたいわけなんですけれども、委員長として、まず初めに、今回上程される予定の発議第2号につきましては、昨年の議会、当初、定例会で否決された議案であることは事実でございます。そういった意味で、本来、大きな議会改革に関わる議員個々の全員の問題に関わってくる発議でございますので、基本的には議会改革の一環として捉えて、本来ですと議員全員のやはり協議を経て、できる限り合意形成を求めながら、議論を尽くして発議されるのが、僕は本来の議会改革の一環としての議員の発議の在り方であろうと、そのように考えておりますが、しかしながら、前回同様、今回も議員発議ということで、この発議の様式が整っているということで、議会運営委員会として、議会として拒否するわけにはいかないもので、先ほど事務局長から説明があったように、最終日で議決を要する発議になろうかと思えます。

そういったことを踏まえて、議員個々の意見をお伺い、もしあればしたいと思います。

○濱中委員　今、委員長がおっしゃられたとおりで、発議というのは、その体裁が整っておれば、これを本会議にかけるということは、取扱いに関しては、異議はございません。

ただ、本当にそれぞれ議員の身分に対することというのは、定数案にしても、この改正に関してもそうなんですけれども、こここのところコロナで議会報告会もできていないという事情もありますけれども、やはり全員が議論をする場を持って議会改革という形は進めるべきものではないのかなということもありますし、それから、今回は報酬ということにも関わりますので、今まで報酬審議会も開かれてないような状況もありますので、そういったところの意見を聞くというのも、やはり自分たちの身分を自分たちだけで決めるということが果たしてどうなのかなというのは、一つ疑問に思っております。その辺りもありますので、やはり、そして今、

欠席の方も何人かいらっしゃるような状況で、みんなの意見がきちっと出せるような状況を経てからがよかったのかなというのは、感想として申し上げておきたいと思います。

○南委員長 分かりました。

他にございませんか。オブザーバーでも結構でございますので。

○仲副議長 委員長のほうから、初めに、議員間討議等の協議がなかったということについてお触れになりましたけど、実は令和4年3月定例会のときの議運のときにも、同様の意見が南議員さんにもありまして、私は議運の委員長だったんですけど、そういうようなお話をさせていただきました。

今回については、同様な、令和4年3月定例会の発議で否決された議案と同様のものが、議会運営委員会等の事前の提案もなく、全協で議員間討議も一度もされていないということで、急遽提出された理由、そして、中村委員には、特に議員間討議が、この件については必要ではないという判断の下で発議されるという思いでありますか、そこだけお聞きをしたいと思います。

○南委員長 もし、提出者のほうでよければ、中村委員。

○中村委員 前回、反対意見が全く出てないのに議員間討議ってどういうことでしょうか。

○仲副議長 私は、発議をする前の段階で、議運なり、定例会前の議運なり全協で提案をされて、議員間討議がなされるべきであるというのは、南委員長も言われたように、発議をされた時点で議員間討議というのではなくて、事前に協議をした上で、合意形成が、合議制機関でございますから、そういうシステムを通らないですということとは、中村委員は議員間討議が必要ではないのかなという思いの中で質問をさせてもらっていますので、お答えください。

○中村委員 前回、全協もありましたし、今回も、この後、全協もありますし、議員間討論すればいいと思いますし、それについて意見が出ないということなんですか。

○南委員長 いや、ちょっと委員長のほうでよろしいですか。

今、中村委員さんから、前回の上程をされたときに、反対された議員さんから反対討論がなかったという趣旨の説明を受けましたけれども、仲副議長の言っておるのはそうじゃなしに、本来こういった議員個々の大切な問題でございますので、本会議の場で、賛成討論、反対討論だけで採決するものではない、事前にもっと議会改革として議員全員である程度の合意形成を取れた段階で、合意形成を取る形をと

って発議を出すのが一番望ましいと思うんですね。

しかしながら、議員個々の考え方があろうかと、恐らく議員間討議が物別れになった場合、いや、私らはどうしてもその方向で出すんやと言って、熟慮に熟慮を重ねた上の発議なら、僕は、何ら議会の筋が通った発議の出し方だなど思っております。

それと、今の濱中委員さんが言われたように、特にうちのところは今、三鬼和昭さんがお亡くなりになったということで、議員定数10名中の9名で議会運営を行っておるのが現実ですが、しかしながら、タイミングが悪くして、病氣療養中の方が2名、今休んでおられるということでございますので、本来であれば9人の議員さんが皆そろった段階で、僕は最終的な議論を重ねた上の発議であれば、何らやぶさかではないと思います。

ただ、議会運営委員会については、その取扱いは、中身についてあまり個々に議論する場じゃないですので、後の全協等で、その他のほうでお話があればいいかと思うんですけども、しかしながら、やはり議論を尽くしてこの種の発議は上げるのが、僕は議員としての、議会としての筋論であろうと確信をしておりますので、できれば取り下げていって、また再度、議員間討議をした上で出していただきたいなというのは、僕の委員長としての個人的な見解でございます。様式については整っておりますので、議会の場へ俎上されます。以上です。

○西川副委員長　様式が整っておるのであれば、別に問題ないんじゃないですか。

ただ、今、病人が多い、亡くなった人がいる、これは自然の流れですよ。なぜ一々そういうのを。僕ら、これ、12月から出そうと、僕も提出者の、賛成者の一人ですので、当たり前なことで、12月に僕たちは一応喪に服して、三鬼和昭議員が亡くなったから喪に服したんですよ。全員出てくるまで待つ、何それ。今の議会が今で進んでおるんでしょ。体裁が整っておるんだったら、うんとかすんとか言わんと、いやん、私お金欲しいもんってやればいいじゃないですか。それで、ひっくるめるみたいに。

ただ、お金をどうこうじゃなく、尾鷲市が、南議員が陳情で上げた水給をつないでくれない。じゃ、そういうところにお金、基金を回そうじゃないかと、尾鷲は有益企業じゃありませんよね。だったら、お金がないんだったら自分たちの報酬、ボーナスに当たる報酬を削ろうという案をこっちは出しただけで、それで、もう一つ、あおる新聞社さんがおるもんでね、あおりを入れてくる方が。その人のほうをしつけておいてください。

○仲副議長　この発議については、委員会付託がないということの方針でありますので、この提案について、この議運の中で提案がありましたもので、その提案の内容についてちょっとお聞きしたいと、よろしいですか。

○南委員長　簡単をお願いします。

○仲副議長　今、中村委員から、上水道の未敷設、敷設されてないところです、未敷設地内の改修のための財源として積み立てたいという御説明がありましたけど、いわゆる未給水地域の解消と理解いたしますが、尾鷲市の水道事業経営戦略には、これ、平成31年3月なんですけど、給水区域図が示されております。現在定めている給水区域を拡大する計画については、この戦略については記述をされておられません。地方公営企業である水道事業において、計画もない事業の財源に活用するとの提案は、私はちょっと理解ができない、理解に苦しみます。

執行部のほうに聞きたいんですけど、給水人口が減少しており、給水収益も増加する見込みもない現状の中、水道料金の改定が見込まれておりますね、近いうちに。その中で、給水区域を拡大する計画があるのか、これが第1点。

それから、水道事業は一般会計と異なって、公営企業会計であり、独立採算制でありますね。地方財政法第6条には、地方公営企業の経理は、特別会計を設けて、その経費はその性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもってこれに充てるというふうになっています。この流れでいうと、一般会議からの繰出しということになります。これは完全に繰出し基準外となります。これは、僕は好ましくはないと、これまでの公営企業の在り方として好ましくないと、そのように思います。

それから、この未給水区域の給水区域を拡大するということは、施設配備が、かなりの施設配備が予測されて、収益性が確保されなければ、国の認可も極めて厳しいのではないかと、このように私は思っておるんですけど、執行部のほう、市長はじめ、お答えできますか。

○南委員長　答弁できますか。できる。

○下村副市長　削減に伴う財源を未給水区域の改善というようなお話がありました。

その中で、先ほど仲委員さんが言われましたように、水道事業のほうで未給水区域を設定、条例の改正とか基金のということも水道部等のお話もありますし、そもそも予算の提案権は長に専属しておりますので、当然、議員さんからの要望という形でお聞き入れした中で、水道部、財政課と協議していかななくてはならないものと思っております。

また、未給水区域への水道、いわゆる供給となると、イニシャルコストで数億円、それと、ランニングコストで収支が取れるのかということは、水道部のほうで十分検討しなければならないものと考えております。

○仲副議長 御説明については理解させていただきました。

ただ、今回は、中村議員のほうから、財源として積み立てたいと。積み立てたいということは、基金条例を設けて、基金に積み立てるということしか私は理解できないんですけど、事業の計画もない、目的もない基金条例というのはできませんよね。これ、宙に浮いていきますよ。どのように考えていますか。

○下村副市長 私も今初めてお聞きしたので、現在基金を積み立てる基金はないということで、新たに設置条例を設けなくてはいけないということとなります。

○仲副議長 このように、いろいろな案件、問題点がたくさんあります。このような条例、提案説明の中での発議については、私は認められません。以上です。

○西川副委員長 それじゃ、お尋ねします。

墓地の方は、給水料金を払ってくれますか。今度のあそこの墓地。

(「折橋の墓地のことですか」と呼ぶ者あり)

○西川副委員長 折橋じゃないです。

(「(聴取不能)の墓地」と呼ぶ者あり)

○西川副委員長 違う。小原野の墓地の方は、お墓の人がお金を払うんですか、収益性というのであれば。あそこも未給水区域じゃないんですか、あそこ、給水区域ですか。

○下村副市長 尾鷲市内の墓地については、市のほうが支出しております。墓地というのは市が管理しておりますので。

○西川副委員長 いや、市が管理するのは分かるんですよ。新田まで水道の水を引くって言っていましたよね。上水道業者の、この前の委員会で、業者の厚意で上水道を引いてくれると。そこに収益性はあるんですか。

そもそも、上水道にこだわるのではなく、前回も申し述べたように、私たちは、尾鷲で困っている人、例えば給水の人を言っておるわけですよ。積み立てりゃええじゃない、お金が何億かかろうが、少しでもできるところまでやりゃええやないかと。防犯灯の一つもつけられんで、もめましたよね。そういうところに使うのに、市民から喜ばれる使い方で何が悪いんですか。下手な野球場や芝生広場、津波が来るところにつくっておるよりよっぽどいいと思いますけど。

○南委員長 答弁あります。

○下村副市長　小原野の墓地につきましては、都市計画道路尾鷲港新田線の新設に伴う移転として設置するものでありまして、これは市が責任を持って建設するというになっております。ですから、水が必要となるということで、水道を引くのであれば、それは尾鷲市がする。

例えば未給水区域で水道が必要となれば、その設置の工費を、例えば向井であれば向井工房でしたか、広域行政の、あそこは自分で水道を引いております。

○西川副委員長　いや、水道ばかりにこだわるのはあれなんやけど、その地区の方々は、自分たちで水道管を引いていますと、あと、それをつながせてくださいということをおっしゃるだけで、何億円もかかるものかなと思ひまして。それで、幾ら未給水区域でも、尾鷲の市民として税金を払っておるんでしょ。そういうところの人たちに、困っておるものに充てるので、あなたのボーナスをカットしましょうじゃないんですよ。議員自らやりましょうという話で、議員でもみましょで、あなたの意見は聞いていません。

○下村副市長　私は、削減に伴う財源をどうするかということで、それを問われましたので、それは予算の提案権は長に専属するということと、その基金に積み立てるということは、ちょっと現在、水道部、財政課と協議も必要になると、ただ、基金を今積み立てる基金はないということを説明させていただいたものです。

○西川副委員長　急遽つくりましょう。つくればいいじゃないですか。ないものだったらつくる。

（「目的がないものはつくれんわ」と呼ぶ者あり）

○西川副委員長　目的が今言っておるでしょう。

（「ないものはない」と呼ぶ者あり）

○西川副委員長　目的はあるって言っておるやないか。目的が水道って言っておるやないか。

○南委員長　暴言は避けてください。ちょっと待ってください。やめてください。

○小川議長　私、中立な立場から、中村委員さんが言われることも納得はできませんし、仲議員さんが言われることも確かにそのとおりだと思っております。

ただ、一つだけ、委員長が言われたように、事前の合意形成、合議的なことなしに合意形成できなかったのは残念だなと、これ、ひとえに私の責任じゃないのかなと思ひ、委員長にも相談させていただきまして、これは私の責任なので、議長、私、辞任させていただきたいということ、一度申し上げましたよね。委員長から、もうちょっとやもんで、あともうちょっと辛抱してくれと言われたんですけれども、本

当に皆さんに、こういう問題で、もう事前に話し合っただけ、こっちからも、多分西川さんもそういう思いで、選挙のときもそういうことを言われていましたし、こっちから何か歩み寄った方法を取らなきゃならないなということは、委員長とも相談していたことでもあります。

ただ、一つだけ、そういうことで、一番最初に議長になったときに、中村委員さんに、少数意見はどうするんですかと言われたときに、私は合意形成を目指しますということを答えたと思うんです。それなのに、何で事前に一言お声かけてくれななんだかなって本当に残念でございます。あなたの言われるとすることも理解できるんですよ。ただ、その点だけ残念やなというので、気持ちだけ分かっていたきたい。ただそれだけでございます。以上です。

○南委員長　　今、議長のほうから、辞任する覚悟があるという、確かに御相談を受けました。それで、僕は、僕も辞めてもいいんやけどなというようなことも、冗談話なんですけどお話ししましたけれども、やはり最終的にそういった問題で解決される問題ではないですので、議長、辞任するやとか、そういったことはもうやめてくださいと行って、取り下げてくださって、もう人にお話ししないでくださいということで、今の現体制でこれからの幾多の問題がある、今の体制で、我々は議員として職責を全うするのがやはり我々の使命じゃないかということで、議長と副議長共々、もう真剣にいろんなケースを考えて話をさせてもらったのは事実でございます。議長の辞職を引き止めたのも事実でございます。

○小川議長　　様式としては出そろっているんで、議員としての権利もありますので、中立な立場からしたら出してもらえないんじゃないかということも申し添えておきたいと思っております。以上です。

○濱中委員　　本当に、先ほど西川委員さんが言ってくれたみたいに、足りないところに足していく、道理としては理解できますし、ただ、本当に役所の中で動かすお金というのは、一つ一つが文章によって、言葉によって、決まりによって、きちんと使い分けなくてはならないのが法律というふうになってきております。

だから、自分たちの削った報酬をどういうふうに扱いができるのかって、ないところへ持っていけばええというものではないということもあるし、そういう決まり事が多々多い中で、それで、もちろんここへ使ってほしいというのはもうあくまでも要望でしかなくて、執行権が市長にしかないということも自治法の中で決まっていること、そういった同じお金だと思いつつも難しいんですよ。だから、それを一つ一つ確認しながらの、自分の意見がこうだからという議論ももちろんやりた

かったですけれども、こういったことをすればどういったことが起こるといふ規則のお勉強のおさらいも必要な場面もあったのかなというような気はしておりますので、そういったことも踏まえて、今後、議員の発議、この報酬にかかわらず、やはり議長が目指された合意形成という、議員からの発言に関してはできるだけ全会一致が好ましいという、そういったところをちょっと考えたいなと思います。

○西川副委員長 全員一致、全員一致って、今まで絶対合ったことがないじゃないですか。いつまでたっても、津波浸水域もずっと平行線、給食もずっと平行線。今回はたまたま人間が少ないから、やばいから話し合ひましょうって、それはちょっと僕は。

○小川議長 民主主義なんですから、もう最後は多数決で決まるので、もうそれで淡々といくしかないんじゃないかと、私はそのように思います。

○仲副議長 執行部のほうは、この提案については要望ということで受け止めたというふうに私は感じておるんですけど、そもそも条例改正、一部改正に、要望を含めた条例改正というのはないんですよ。あかんものはあかんんですよ。できないものはできない。そこをはっきりと本来はすべきなんですよ。

ただ、今回は要望として条例を受け止めるというのなら、それはそれでいいんですけど、条例改正に要望を含めた議会なんてあり得ないですよ。

○中村委員 議会の本来の姿というのを考えたいと思うんですよ。法律も条例も、市民生活がいかによりよくなるがため、住みたいまち、住み続けたいまちをつくるためにあるのであって、その出来上がった法律を遵守するために私たちはこの場に座っているわけじゃないんです。私たちは、いかにして少ない予算をやりくりして市民に還元していくか、その方策を考えるためにここに座っております。

ですから、法律があるからそれにのっとれではなく、市民のために、そのための条例や法律をつくっていくのが議会です。本末転倒の意見は、改革を引っ張るものです。足を引っ張らないでください。そして、市民のために、よりよい議会にしていきたいと思います。

基金の積立てもできないこともよく分かっております。でも、私は前回、議員定数を減らされたときの予算も、一般会計に組み込まれてしまって、議会の放送機器、全てひどい状態のままです。あの予算をどうして議会改革のために使わないのか。どうして一般会計に入れざるを得ないのか。そういうところの話をまずすべきだったと思います。

ですから、今回、基金に繰入れられないことも、条例に提案が入れられないこと

も、そういうことについて、そんなつまらないことに引っかけるための私たちは提案をしているんじゃないんです。私たちは、議員自らが身を切って市民に何が還元できるのかを、執行部と一緒にあって、よりよい尾鷲市をつくるために提案しているんです。ですから、今回、この条例を出させていただきます。

○南委員長　それはもう十分理解しておりますし、議員は市民福祉の向上のために皆、中村レイさん同様、汗をかいておりますことを御理解賜ります。

○濱中委員　おっしゃるとおりなんですよ。だから、その法律を、だけど、法律を守るためにおるわけじゃないっていても、法律を破ってできることは一個もないと、私は議会の中では思っておりますので、それならば、それができるための法律を、条例を、手順に従ってつくり上げていった後の、この最終目的地ではないのかなという話を先ほどからしております。法律があるからできないから駄目、そんな簡単な話はしておりません。これをかなえるためには、どの規則を変えなければいけないのか、どの法律が要るのか、どの条例の準備が要るのかという、そういった辺りだと思いますし、今まで議会改革において、全会一致に持っていくまでの議論は、今までの議会はやってきておりました。議会改革という話合いは、ずっと委員長、いろんな場面で中心になっておられたから、私が言うまでもないとは思いますが、本当にどの場面においても、けんけんごうごうとなりながらも、原則全会一致やぞというふうな教え方をされてきましたから。どうしても譲れない、多数が分かれるときもありましたけれども、そこに至るまでの議論というのは、してきながらの議会改革やったように記憶しております。

○南委員長　ありがとうございました。

中村レイさんの、今も議長が言いましたように、発議2号としての様式は整っておりますので、議会運営委員会としたら粛々と受けて、本会議のほうで最終日に採決をしていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか、採決については。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、最終日に採決を採るということでございます。

次に、それと、最後、今濱中委員さんがちょっとまとめていただいたんですけども、議会運営委員会を運営する委員長といたしまして、基本的に議会の円滑に運営するための協議機関である役割も、議会運営委員会は働きをして、皆さんの理解の下で座っておりますことと、それと、議運での特に議会改革に関することについての意思決定は、なるべく全会一致が望ましいという方向でこれまでも来ておりますので、また、これからもいろんな発議等があるかと思いますが、御理解

をもって合意形成を取れる努力はしていただきたいと思いをします。

それでは、発議2号の取扱いについてを終わります。

続きまして、議員派遣について、事務局長、お願いいたします。

○高芝議会事務局長　それでは、議員派遣について説明させていただきます。

ただいま、通知のとおり2件ございまして、まず、1件目は、本年4月13日に松阪市において開催予定の第106回東海市議会議長会定期総会、二つ目は、5月18日に伊賀市で開催予定の第166回三重県市議会議長会定期総会でございます。いずれも議長と共に仲副議長が出席することから、地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により議決をいただくものでございます。

なお、この議員派遣につきましては、今定例会最終日に議決をいただく予定とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○南委員長　それでは、引き続きまして、会期及び議事日程案についてお願いいたします。

○高芝議会事務局長　それでは、引き続き、会期及び議事日程案について説明させていただきます。

会期は、2月28日火曜日から3月22日水曜日までの23日間の予定でございます。2月28日午前10時に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明、審議留保、これは、先ほど執行部より説明がございました議案第3号、尾鷲市個人情報保護法施行条例の制定についてから議案第26号、尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定についてまでの24議案についてでございます。

次に、提案説明、質疑、討論、採決、これは、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件1件についてでございます。

翌3月1日水曜日から3日金曜日までは議案調査のため休会、4日、5日は土日で休会となります。

6日月曜日午前10時より本会議開会、審議の内容といたしましては、定例会初日に提案説明され、審議留保となっております議案第3号から議案第26号までの24議案に対する質疑を行っていただき、委員会付託の後、一般質問に入っていただきます。

9日木曜日から17日金曜日まで、土日を除きまして、それぞれ午前10時より行政常任委員会を開催していただきます。20日月曜日は予備日とし、22日水曜

日午前10時より本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決などを行い、閉会となる予定でございます。

委員長、続けて発言通告書の説明をさせていただきます。

それでは、まず、事項書5番目の一般質問発言通告書提出期限でございますが、こちら、申合せによりまして、3月1日水曜日の午前11時とさせていただきます。

次に、議案質疑発言通告書提出期限、こちらにつきましては、諮問第1号につきましては2月27日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては3月1日水曜日の午前11時とさせていただきます。

次に、討論発言通告書提出期限、こちらにつきましても、諮問第1号につきましては2月27日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては3月20日月曜日の午前11時とさせていただきます。

なお、ただいま、議案付託表案のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

会期及び議事日程案についての説明はこれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、このように運営をしていただきます。

それでは、最後に議長のほうから市民憲章の唱和についてお願いいたします。

○小川議長 今回、中里議員さんをお願いしようかなど。一応了解はいただいておりますけど、皆さん、よろしいでしょうか、中里さん。

○南委員長 よろしく申し上げます。

それでは、冒頭の市民憲章の唱和については、中里議員さんが行っていただくということで、よろしくお願いいたします。

特にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、議会運営委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

(午前11時38分 閉会)